

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 4 日 (火) 第 427 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 3
- 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大島支庁取扱い) 3

公 安 委 員 会 規 則

- 交番, 駐在所等の名称, 位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (※) (地域課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

雑 報

- 令和 5 年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 566 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 7 月 4 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
日置市日吉町神之川字池ノ平1252番, 1254番1, 1257番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第567号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年7月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

霧島市横川町中ノ字城山447番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年7月4日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
かすう薬局脇元店	始良市脇元543-1	令和5年 7月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年7月4日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社トラ ストケア	鹿屋市西原三 丁目7-20- 5	訪問看護ステ ーションひま わり	鹿屋市西原三 丁目7-20- 5	令和5年 7月1日	育成医療・更 生医療
合同会社かい ず	奄美市名瀬幸 町16番16号2 階	さくら訪問看 護ステーショ ン	奄美市名瀬幸 町16番16号2 階	令和5年 7月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年7月4日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		

ポポロ薬局	出水市平和町198-2	令和5年 7月1日	更生医療
-------	-------------	--------------	------

鹿児島県告示第571号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年7月4日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1289号	令和11年6月20日	なたね油 かす及び その粉末	粒状なたね油かす	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	九州昭和産業株式会社	志布志市 志布志 志布志 3309番地

鹿児島県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和5年7月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 都市計画の種類
和泊都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域
和泊都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁沖永良部事務所建設課並びに和泊町土木課
- 縦覧期間及び時間
令和5年7月4日から同月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

始良・伊佐地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年7月4日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援Pa sso	霧島市隼人町小 田3023-1	株式会社ほっぷ	霧島市隼人町東 郷一丁目233番 地1	大坪宗一郎	令和5年 4月1日	児童発達 支援

大島支庁告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和5年7月4日

大島支庁長 新川康枝

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
しえすた	大島郡天城町兼久1503-1	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康洋	令和 5 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 4 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第20号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表いちき串木野警察署の部串木野駅前交番の項中「袴田」の次に，「，麓，浅山，小菌，大菌」を加える。

附 則

この規則は，令和 5 年 7 月 18 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第63号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 7 月 4 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA激デジジュシーハニーハイレムRAY	株式会社サンセイアールアンドディ	2P1522

雑 報

令和 5 年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る令和 5 年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 4 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷一照

1 試験の期日

令和 5 年 11 月 12 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号）
 (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，令和 5 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

* 記述式は，40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和 5 年 7 月 24 日（月）から同年 8 月 25 日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と試験案内が入っていた封筒により簡易書留郵便で郵送すること。令和 5 年 8 月 25 日（金）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付，受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

エ 受験手数料

(ア) 10,400円（払込み方法については，試験案内に掲載する。なお，払込みに要する費用は，受験申込者の負担となる。）

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は，原則として返還しない。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法，配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において，令和 5 年 7 月 24 日（月）から同年 8 月 25 日（金）までの間，配布する。なお，郵送を希望する場合は，住所，氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形 2 号：横 240mm，縦 332mm，A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に，郵便切手 140 円分を貼付し，一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（請求宛先：郵便番号 252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）へ郵便で請求すること（令和 5 年 8 月 18 日（金）までに必着のこと。）。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町 3 番 56 号）

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町 8 番地 13）

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町 1 番 22 号）

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町 12 番地）

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目 16 番 6 号）

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表 7590 番地）

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町 17 番 3 号）

- (2) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）
- (2) インターネットによる受験申込み
- ア 受付期間
令和5年7月24日（月）午前9時から同年8月22日（火）午後5時まで
- (ア) インターネットによる受験申込みは、令和5年8月22日（火）午後5時で終了する。
午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなるので注意すること。
- (イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。
- イ 受験手数料の払込み
- (ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。
- (イ) 利用できるクレジットカード
V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s
- (ウ) 利用できるコンビニエンスストア
セブンイレブン, ローソン, ローソン・スリーエフ, ファミリーマート, セイコーマート, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, ニューヤマザキデイリーストア
- (エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。
- 5 特例措置の実施
身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。
- 6 合格発表の日時及び発表方法
- (1) 合格発表日時
令和6年1月31日（水）午前9時
- (2) 合格発表の方法
一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。
また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。
- 7 問合せ先
一般財団法人行政書士試験研究センター
郵便番号 102-0082
所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
電話番号 03-3263-7700